



障発0809第2号
平成29年8月9日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

(公印省略)

「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」の一部改正について

平成26年1月23日障発0123第2号「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」を下記のとおり改正する。

なお、この通知は、地方自治法（平成22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

（別添1）指定障害福祉サービス事業者等指導指針の5の（2）の②を次の新旧対照表のとおり改める。

新 旧 対 照 表

「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」(平成26年1月23日障発0123第2号) (別添1) 指定障害福祉サービス事業者等指導指針

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(別添1) 指定障害福祉サービス事業者等指導指針</p> <p>5 指導方法等 (2) 実地指導 ② 指導方法 実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。 なお、別紙「主眼事項及び着眼点」のうち非常災害対策の非常災害には火災だけでなく水害・土砂災害等の自然災害についても含むものとする。</p>	<p>(別添1) 指定障害福祉サービス事業者等指導指針</p> <p>5 指導方法等 (2) 実地指導 ② 指導方法 実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。</p>

(参考)

(改正後(抄))

障発0123第2号
平成26年1月23日
一部改正 障発0217第5号
平成27年2月17日
障発0408第7号
平成28年4月8日
障発0809第2号
平成29年8月9日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

(公印省略)

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保するとともに、別添1「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」及び別添2「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いするとともに、貴管内区市町村に対する周知方につきご配慮願いたい。

また、本通知による自立支援医療機関に対する指導等の実施に関しては、医療保険各法に基づき地方厚生局及び都道府県が行う医療監査の担当部署や、医療法に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う医療監視の担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。

なお、平成19年4月26日障発第0426001号「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」は廃止する。

おって、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

指定障害福祉サービス事業者等指導指針

1 目的

この指導指針は、市町村等（特別区を含み、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下同じ。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による自立支援給付対象サービス等（補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者（以下「自立支援給付対象サービス等実施者等」という。）に対して行う自立支援給付に関する文書の提出等及び都道府県知事が、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、法第11条第2項の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

2 指導方針

指導は、自立支援給付対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）、並びに指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者（以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。）（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）（以下「指定基準」という。）、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」（平成18年厚生労働省告示第65号）、「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程」（平成18年厚生労働省告示第66号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費

用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第124号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第125号）並びに「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成18年9月厚生労働省告示第539号）等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

（1）集団指導

集団指導は、都道府県又は市町村が、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合
- ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合

なお、都道府県が集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

また、市町村が集団指導を実施した場合には、都道府県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。

（2）実地指導

実地指導は、都道府県又は市町村が、下記により、障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対して必要があると認める場合
- ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合

4 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

（1）集団指導

- ① 新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。
- ② 自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。

（2）実地指導

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等のうち指定障害者支援施設等設置者等については、概ね2年に1度実施する。

- ② 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等のうち指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等については、概ね3年に1度実施する。
- ③ その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

5 指導方法等

(1) 集団指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

② 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

② 指導方法

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

なお、別紙「主眼事項及び着眼点」のうち非常災害対策の非常災害には火災だけでなく水害・土砂災害等の自然災害についても含むものとする。

③ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書

によって指導内容の通知を行うものとする。

④ 改善報告書の提出

都道府県又は市町村は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

7 その他

- (1) 都道府県が指導を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が指導を実施した場合は都道府県に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。
- (2) 都道府県及び市町村は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。